

### 町指定無形民俗文化財 下里の獅子舞

夏の恒例行事となっている下里のささら獅子舞は、干ばつや疫病を追い払うために行うもので、かつては地域の一大行事でした。地元の皆さんや「下里獅子舞保存会」の努力で今日まで受け継がれています。伝統の舞をご覧ください。



昨年の様子

期日 7月17日(日)

行程 下里地区の2地点で、以下の予定で行われます。

1 下里4区集落センター：午前8時50分頃に出発

八宮神社(旧下里分校近く)：午前9時50分頃に到着・獅子舞

2 下里4区集落センター：午後1時30分頃に出発

大聖寺：午後2時頃に到着・獅子舞

問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎(内) 292

### 花束を無料配布します 比企生花組合

日時 7月23日(土) ①午後1時30分  
②午後3時

場所 中央公民館1階

定員 ①②ともに50人(先着)

主催 比企生花組合

問合せ 環境農林課 農林政策担当 ☎(内) 245

### 今年のサマージャンボ宝くじは

1等・前後賞合わせて7億円!

サマージャンボミニ7,000万円と同時発売

発売期間 7月6日(水)~29日(金)

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

問合せ 政策推進課 財政担当 ☎(内) 222

### 大募集! 締切迫る!! 総合戦略推進補助金活用事業

町では「小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をさらに推進するため、次の4つの基本目標の達成に資する団体等の活動や事業に補助金を交付します。幅広い事業を対象としています。まずはお気軽にご相談ください。

- 1 町への新しい人の流れをつくる
- 2 町における安定した雇用を創出する
- 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 まちづくり・地域活性化を推進する

対象事業 総合戦略との整合が図られ、基本目標の達成に資する事業であり、特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業でないこと

【事業例】 移住に関するセミナー・イベント、子育てカフェの整備、地域観光資源を活かしたイベント等

補助額 対象経費の2分の1以内(上限25万円)

申込み 7月29日(金)まで

※審査のうえ、補助金交付対象事業を決定します。

※小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、町HPでご覧いただけます。

問合せ 政策推進課 地方創生担当 ☎(内) 214

詳細はお問合せください。



### 第66回 社会を明るくする運動 ~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~

毎年7月を強調月間として、各地で様々な取組がなされる「社会を明るくする運動」。全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合せ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動です。

「社会を明るくする運動」の強調月間中、町では、罪を犯した人たちの更生活動に日々努力されている保護司の方々を中心に、7月6日(水)に更生保護女性会とともに町内スーパーマーケットでの街頭キャンペーン活動や広報車による宣伝活動等を行います。犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組や出所者等の雇用について、町民の皆さんのご理解をお願いします。

【愛の募金運動】ご協力お願いします 埼玉県更生保護女性連盟・小川地区更生保護女性会は、毎年7月、「社会を明るくする運動」期間中に「愛の募金運動」を行っています。愛の募金を通して更生保護施設への助成、愛の図書の配布、DV被害者への支援等の資金的な援助を行ってきました。本年もご支援、ご協力をお願いします。

問合せ 健康福祉課 社会福祉担当 ☎(内) 355

### 生活困窮者自立支援制度 経済的に苦しい... 生活に困っている... アスポート相談支援センターにご相談ください!

平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度が始まりました。この制度は、様々な問題を抱えて生活に困っている方に対して、生活保護制度にいたる前に、生活支援をすることを目的としています。

金銭的なことで生活に困っている方、失業中で仕事が見つからない方、働くことが不安な方等、社会生活に困っている方は、まずご相談ください。専門の相談員が親身になって、解決方法を一緒に考えて支援します。また、生活保護制度の必要がある方は、生活保護制度につなぐ支援も行います。

相談は、無料で行い、秘密は厳守します。安心してご相談ください。

問合せ アスポート相談支援センター埼玉西部(パトリアおがわ内) ☎81-3148

(午前8時30分~午後5時 \*土・日・祝祭日・年末年始を除く)

Eメール jiritsu-nishi@mopera.net

### 平成28年度(平成28年7月~平成29年6月分) 国民年金保険料 免除申請を付けています

経済的理由や災害等により、保険料を納めることが困難な場合には、所得状況に応じて、「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」が受けられます。

#### 手続方法

年金手帳、印鑑をご持参のうえ、役場1階の町民課(戸籍年金担当)にお越しください。失業の特例を受けた方は、離職票または雇用保険受給資格者証もご持参ください。なお、審査結果は、日本年金機構から送付されます。

#### \*全額免除の承認を受けた場合

7月から翌年6月までの期間、保険料の納付が免除されます。

#### \*一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)の承認を受けた場合

後日、一部納付用の納付書が送付されます。なお、一部納付保険料を納付期限内に納付しないと未納扱いになりますのでご注意ください。

#### \*申請が却下になった場合

保険料の納付が必要で、納付書がない場合は、年金事務所まで再発行しますので、年金事務所にご連絡してください。

#### 保険料は追納できません

免除・納付猶予の承認を受けた期間分の保険料は、10年以内であれば追納できません。しかし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問合せ 町民課 戸籍年金担当 ☎(内) 146